

2 平成21年度に成立した主な法律等

法律名：消防法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年5月1日	施行年月日：平成21年10月30日
法律番号：34	主管部局：医政局指導課（総務省と共管）
<p>1. 趣旨 救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案が発生しており、また、救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間も延びている。このため、消防と医療が連携し、救急患者の搬送・受入れをより円滑に行う事が重大な課題になっている。</p> <p>2. 概要 都道府県は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 救急患者の搬送・受入れの実施基準を定める。 ② 当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置する。 	

法律名：社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年5月1日	施行年月日：平成22年1月1日
法律番号：36	主管部局：年金局年金課
<p>1 法律の趣旨</p> <p>(1) 改正前の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主は、毎月の厚生年金保険料を翌月末までに納付することとなっている。保険料を納期限までに納付しない事業主については、社会保険事務所（※現年金事務所）から督促状が送付される。督促状の指定した期限（納期限から約3週間後）までに納付しない場合には、保険料額につき年14.6%（日歩4銭）の割合で納期限の翌日から納付の前日までの日数によって計算された延滞金を支払わなければならない。 ○ 一方、国税の延滞税の利率は、一定期間（源泉徴収税の場合、納付告知から3ヶ月）の日数については軽減されている。 <p>(2) 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減する。 <p>2 法律の概要</p> <p>(1) 軽減利率と軽減割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税徴収の例にならい、納期限から3ヶ月については、14.6%でなく、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」の割合（平成22年は4.3%）で計算する。 <p>(2) 延滞金利率を軽減する保険料の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広く事業主が負担・納付義務を負っている点で厚生年金保険料と同趣旨である、健康保険料、児童手当の拠出金、船員保険料、公務員共済の保険料、労働保険料等とする。 なお、労働保険料については、年1回の徴収であることや、申告方式であることに鑑み、軽減する期間は2ヶ月とする。 	

法律名：厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	
公布年月日：平成21年5月1日	施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日
法律番号：37	主管部局：年金局年金課
<p>1 法律の趣旨</p> <p>○ 年金記録問題の重大性及び緊急性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給する。</p> <p>2 法律の概要</p> <p>○ 社会保険庁長官は、受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に受給権に係る裁定又は再裁定が行われた場合において当該裁定により支払うものとされる過去分の年金給付（時効特例法により支払う年金給付等に限る。）の全額を基礎として、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（特別加算金）を支給する。</p> <p>○ 特別加算金は、施行日前に上記の裁定又は再裁定が行われた者（死亡の場合はその配偶者等）に対しても支給する。ただし、既に過去分の年金給付が支払われた者に対する特別加算金の支給は、当該者の請求により行う（公布日から施行日の前日までに過去分の年金給付が支払われた者は、請求したものとみなす）。</p>	

法律名：高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年5月20日	施行年月日：平成22年5月19日
法律番号：38	主管部局：老健局高齢者支援課
<p>1. 法律改正等の趣旨</p> <p>高齢者の状況に応じた住まいの場と介護、生活支援のサービスを確保するための対策を強化していくため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進、高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善及び持家のバリアフリー化の推進を図る。</p> <p>2. 法改正等の概要</p> <p>(1) 基本方針の拡充</p> <p>国土交通大臣単独での策定から、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等の事項が追加された。</p> <p>(2) 都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定</p> <p>国の定めた基本方針を基に、都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定することができる。</p> <p>(3) 高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進</p> <p>① 整備・管理の弾力化</p> <p>高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能とする。</p> <p>② 高齢者生活支援施設への補助制度の創設</p> <p>高齢者向け優良賃貸住宅又は公共賃貸住宅団地と一体的に整備される高齢者生活支援施設（デイサービスセンター、交流施設等）について、地方公共団体の負担を求めず国のみによる直接補助を実施する。また、高齢者の住まいに関するモデル的な取り組みを公募して国が支援する制度を創設する。</p> <p>③ 税制優遇措置の拡充</p> <p>高齢者居宅生活支援サービスと合築した高齢者向け優良賃貸住宅への所得税・法人税の割増償却の拡充を行う。</p> <p>(4) 高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善</p> <p>高齢者の入居を拒まない賃貸住宅（高円賃）について登録基準を設け、都道府県知事による指導監督権限を強化する。</p> <p>(5) 持家のバリアフリー化の促進</p> <p>・税制・予算において、支援策の充実を図る。</p> <p>・バリアフリー改修促進税制の延長とともに、新たに自己資金で住宅のバリアフリー改修工事等を行う場合にも利用できる減税制度を創設。また、持家のリフォームに要する費用について、生存時は利払いのみで融資を受けられる制度（リバースモーゲージ）の拡充を行う。</p> <p>3. 施行期日</p> <p>・（1）～（3）及び（5）については平成21年8月19日</p> <p>・（4）については平成22年5月19日（登録申請受付は平成21年11月19日から）</p>	

法律名：国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年6月26日	施行年月日：公布日 (平成21年度の国庫負担から適用)
法律番号：62	主管部局：年金局年金課
<p>1 法律の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準（現役世代の手取り収入の50%）を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための所要の措置を講ずる。 <p>2 法律の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫は、平成21年度及び平成22年度については、財源確保法の規定に基づく財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、2分の1との差額を負担する。 ○ また、老齢基礎年金の額計算に関しては、平成21年度及び平成22年度の全額免除期間の月数を保険料納付期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずる。 ○ その後税制改正法の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化する。なお、それまでの間は上記と同様に臨時的法制上・財政上の措置を講ずるものとする。 ○ 基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。（検討規定） 	

法律名：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年7月1日	施行年月日：下記参照
法律番号：65	主管部局：雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
<p>内容</p> <p>1 子育て期間中の働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 3歳未満の子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。 (2) 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。 <p>2 父親も子育てができる働き方の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。 (2) 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。 (3) 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。 <p>※これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正</p> <p>3 仕事と介護の両立支援</p> <p>介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。</p> <p>4 実効性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。 (2) 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。 <p>5 施行期日</p> <p>平成22年6月30日（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日。）</p> <p>4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。</p>	

法律名：臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年7月17日	施行年月日：平成22年7月17日（ただし、下記3のみ平成22年1月17日）
法律番号：83	主管部局：健康局疾病対策課臓器移植対策室
<p>1 臓器摘出の要件の改正 移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。</p> <p>① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。</p> <p>② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。</p> <p>2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正 移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。</p> <p>① 本人が A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、 B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合 であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。</p> <p>② 本人について A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、 B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合 であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。</p> <p>3 親族への優先提供 臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。</p> <p>4 普及・啓発 国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>5 検討 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	

法律名：肝炎対策基本法	
公布年月日：平成21年12月4日	施行年月日：平成22年1月1日
法律番号：97	主管部局：健康局疾病対策課肝炎対策推進室
<p>肝炎対策を総合的に推進することを目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎対策の基本理念を定め、 ・国・地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、 ・肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、 ・肝炎の予防・早期発見・療養に係る経済的支援等の肝炎対策の基本となる事項等について定めている。 	

法律名：新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法	
公布年月日：平成21年12月4日	施行年月日：平成21年12月4日
法律番号：98	主管部局：健康局結核感染症課
<p>1 趣旨 新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図るため、新型インフルエンザ予防接種による健康被害を救済するための給付を行うとともに、特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償するため、所要の措置を講ずる。</p> <p>2 概要 (1) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置として、厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、給付を行うこととすること。 (2) 特例承認を受けた新型インフルエンザワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチン使用により生じた健康被害に係る損害を賠償すること等により当該製造販売業者に生じた損失等については、政府が補償することを約する契約を締結することができること。</p>	

法律名：原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律	
公布年月日：平成21年12月9日	施行年月日：平成22年4月1日
法律番号：99	主管部局：健康局総務課
<p>【目的】 原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成21年8月6日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定める。</p> <p>【主な内容】 1 政府は、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う法人に対し、支援事業に要する費用の一部を補助する。 2 補助を受けた法人は、支援事業に関する基金を設け、政府からの補助と政府以外の者からの出えんの合計額を基金に充てる。</p>	